

兵庫県看護功績賞被表彰者の推薦基準等

■被表彰者の資格

被表彰者は、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかの免許所持者で、兵庫県内の区域内において、これらの業務に従事し、または従事していた者。

■被表彰者の基準

被表彰者の資格を有するもののうちから、次のいずれかに該当するもの。(年数は兵庫県内で勤務している通算年数であること。)

- (1) 著しく困難又は特殊な勤務に10年以上従事し、看護業務等に特に貢献した者
(例) ① 精神病床・感染症病床及び結核病床を有する病棟での勤務に10年以上従事し、看護業務等に特に貢献した者
② 重症心身障害児(者)施設、肢体不自由児施設、知的障害児(者)施設、養護老人ホーム等に10年以上従事し、看護業務等に特に貢献した者
③ 訪問看護ステーション等に10年以上従事し、看護業務に特に貢献した者
(2) 離島又は交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域において継続して5年以上従事し、看護業務等の向上に特に貢献した者
(3) 災害その他非常時において被災者の看護等に従事し、その功績が特に顕著な者で他の範となるもの
(4) 保健師、助産師、看護師等の養成所に15年以上従事し、看護業務等の水準向上に特に貢献した者
(5) 看護業務等に関し、15年以上従事し、特に表彰に値すると認められる者
(6) その他、看護業務等に関し、特に表彰に値すると認められる者

■留意事項

- 1 原則として、50歳以上の者を対象とする。
- 2 現職を優先すること。ただし、現職を離れて1年以内の者を含む。
- 3 叙勲及び厚生労働大臣表彰を受けていない者。
- 4 刑罰関係
 - (1) 現に刑罰並びに破産の宣告を有さない者。(道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を除く。)
 - (2) 候補者が表彰日までに罪を犯した場合及びその容疑に問われた場合並びに破産の宣告を受けた場合は、速やかに事務局へ連絡すること。
 - (3) 訴訟継続中等、特殊な事情のある者については、住民感情等周囲への影響を十分に配慮すること。
- 5 推薦書の提出後以降において、住所、所属、職名等、記載事項に変更があった場合は、速やかに事務局へ連絡すること。また、住所については、住民票に記載のとおりに記載すること。
- 6 功績内容については具体的に記載すること。